

第一級海上無線通信士

第二級海上無線通信士「法規」試験問題

第三級海上無線通信士

20問 2時間30分

A 1 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者を電波法（第5条）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 電気通信事業法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じられその停止の解除の日から2年を経過しない者
- 4 予備免許において指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者
- 5 無線従事者の免許を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

A 2 次の記述は、無線局の免許の承継について、電波法（第20条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には同じ字句が入るものとする。

船舶局のある船舶又は無線設備が □ A □ のみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により □ B □ に変更があったときは、変更後 □ B □ は、□ C □ 。

- | A | B | C |
|--------------------|----------|------------------------------|
| 1 遭難自動通報設備若しくはレーダー | 船舶を運行する者 | 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる |
| 2 遭難自動通報設備若しくはレーダー | 船舶を所有する者 | 免許人の地位を承継する |
| 3 遭難自動通報設備若しくはレーダー | 船舶を運行する者 | 免許人の地位を承継する |
| 4 遭難自動通報設備 | 船舶を所有する者 | 免許人の地位を承継する |
| 5 遭難自動通報設備 | 船舶を運行する者 | 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる |

A 3 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の条件について、電波法（第34条及び第35条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局（以下「義務船舶局等」という。）の無線設備は、次に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- (1) 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- (2) 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で □ A □ にあること。
- (3) 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。

義務船舶局等の無線設備については、総務省令で定めるところにより、次に掲げる措置のうち □ B □ の措置をとらなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- (1) 予備設備を備えること。
- (2) その船舶の □ C □ に定期的に点検を行い、並びに停泊港に整備のために必要な計器及び予備品を備えること。
- (3) その船舶の □ D □ に行う整備のために必要な計器及び予備品を備え付けること。

- | A | B | C | D |
|--------|------|-----|-----|
| 1 低い位置 | 一又は二 | 航行中 | 入港中 |
| 2 低い位置 | 二 | 航行中 | 入港中 |
| 3 高い位置 | 二又は三 | 入港中 | 航行中 |
| 4 高い位置 | 一又は二 | 入港中 | 航行中 |
| 5 高い位置 | 二 | 航行中 | 入港中 |

A 4 次の記述は、船舶局無線従事者証明を要しない場合について、電波法施行規則（第33条の2）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第39条（無線設備の操作）第1項ただし書の規定により、船舶局無線従事者証明を要しない場合は、次のとおりとする。

- (1) 外国各地間のみを航行する船舶その他外国にある船舶に開設する無線局において、船舶局無線従事者証明を受けた者を得ることができない場合であって、その船舶が日本国内の目的地に到着するまでの間、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約第6条（証明書）の規定により A を有する者が当該船舶に開設する無線局の無線設備の操作を行うとき。
- (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条（定義）第2項の規定による船舶職員（通信長及び通信士の職務を行うものに限る。）以外の者で船舶局無線従事者証明を受けていない無線従事者が、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局（以下「義務船舶局等」という。）の無線従事者で船舶局無線従事者証明を受けたものの B 当該義務船舶局等の無線設備の操作を行うとき。

- | | |
|--|--|
| <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 外国の政府の発給した証明書 2 外国の政府の発給した証明書 3 無線通信規則に定める証明書 4 無線通信規則に定める証明書 | <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理の下に 訓練を受けて 管理の下に 訓練を受けて |
|--|--|

A 5 次の記述は、目的外使用の禁止等について、電波法（第52条から第55条まで）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は A（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- 無線局を運用する場合には、 B、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状又は登録状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、 C に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | | |
|--|---|---|
| <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 通信事項 2 通信事項 3 通信の相手方若しくは通信事項 4 通信の相手方若しくは通信事項 5 通信の相手方若しくは通信事項 | <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線設備の設置場所 無線設備 無線設備の設置場所 無線設備 無線設備の設置場所 | <p>C</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (1)から(6)まで (1)から(4)まで (1)から(4)まで (1)から(6)まで |
|--|---|---|

A 6 次の記述は、聴守義務について、電波法（第65条）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

次の表の左欄に掲げる無線局で総務省令で定めるものは、同表の1の項及び2の項に掲げる無線局にあつては A、同表の3の項に掲げる無線局にあつては B、同表の4の項に掲げる無線局にあつてはその運用義務時間中、その無線局に係る同表の右欄に掲げる周波数で聴守をしなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

無線局	周波数
1 <input type="checkbox"/> C を施設している船舶局及び海岸局	総務省令で定める周波数
2 船舶地球局及び海岸地球局	総務省令で定める周波数
3 船舶局	<input type="checkbox"/> D、156.8MHz及び総務省令で定める周波数
4 海岸局	総務省令で定める周波数

- | | | | |
|--|---|--|--|
| <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 その運用義務時間中 2 その運用義務時間中 3 常時 4 常時 5 常時 | <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省令で定める時間中 船舶の責任者が定める時間中 総務省令で定める時間中 船舶の責任者が定める時間中 総務省令で定める時間中 | <p>C</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭帯域直接印刷電信装置 デジタル選択呼出装置 デジタル選択呼出装置 デジタル選択呼出装置 狭帯域直接印刷電信装置 | <p>D</p> <ul style="list-style-type: none"> 156.65MHz 2,182kHz 156.65MHz 156.525MHz 2,182kHz |
|--|---|--|--|

A 7 次の記述は、電波を発射する前の措置について、無線局運用規則（第19条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、□Aに調整し、□Bその他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りでない。

の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、□Cでなければ呼出しをしてはならない。

- | A | B | C |
|---------------|----------------------------|----------------|
| 1 受信機を最良の感度 | 遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する電波の周波数 | 少なくとも10分を経過した後 |
| 2 受信機を最良の感度 | 自局の発射しようとする電波の周波数 | その通信が終了した後 |
| 3 送信機を最良の動作状態 | 遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する電波の周波数 | その通信が終了した後 |
| 4 送信機を最良の動作状態 | 自局の発射しようとする電波の周波数 | 少なくとも10分を経過した後 |

A 8 次の記述は、船舶自動識別装置の常時作動について、無線局運用規則（第40条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第1項の規定に基づき船舶自動識別装置を備えなければならない義務船舶局に限る。）は、当該□A常時、船舶自動識別装置を作動させなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 航行情報の保護を規定する□Bがある場合
(2) □Cが当該船舶の安全の確保に関し、航行情報を秘匿する必要があると特に認める場合

- | A | B | C |
|----------------|----------------|--------|
| 1 船舶局の運用許容時間中 | 国内法令 | 船舶の責任者 |
| 2 船舶局の運用許容時間中 | 国際的な取決め、規則又は基準 | 船舶の運行者 |
| 3 船舶局のある船舶の航行中 | 国内法令 | 船舶の運行者 |
| 4 船舶局のある船舶の航行中 | 国際的な取決め、規則又は基準 | 船舶の責任者 |

A 9 次の記述は、遭難通信及び緊急通信について、電波法（第66条及び第67条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため□Aに対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□Bの発射を直ちに中止しなければならない。

海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、緊急信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が□C（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

- | A | B | C |
|----------------------|-------------------|---------------------|
| 1 通信可能な範囲内にあるすべての無線局 | 遭難通信を妨害するおそれのある電波 | 終了するまでの間 |
| 2 通信可能な範囲内にあるすべての無線局 | 遭難通信用の周波数の電波 | 自局に関係のないことを確認するまでの間 |
| 3 最も便宜な位置にある無線局 | 遭難通信を妨害するおそれのある電波 | 終了するまでの間 |
| 4 最も便宜な位置にある無線局 | 遭難通信用の周波数の電波 | 終了するまでの間 |
| 5 最も便宜な位置にある無線局 | 遭難通信を妨害するおそれのある電波 | 自局に関係のないことを確認するまでの間 |

A 10 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について、無線局運用規則（第58条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

2, 187.5kHz、4, 207.5kHz、6, 312kHz、8, 414.5kHz、12, 577kHz及び16, 804.5kHzの周波数の電波の使用は、□Aを使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。

2, 174.5kHz、4, 177.5kHz、6, 268kHz、8, 376.5kHz、12, 520kHz及び16, 695kHzの周波数の電波の使用は、□Bを使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。

27, 524kHz及び156.8MHzの周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

- (1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、□Cの周波数の電波については、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出し（□Dの周波数の電波については、安全通信）を行う場合
- (2) 呼出し又は応答を行う場合
- (3) 準備信号（応答又は通報の送信の準備に必要な略符号であつて、呼出事項又は応答事項に引き続いて送信されるものをいう。）を送信する場合
- (4) □Dの周波数の電波については、海上保安業務に関し急を要する通信その他船舶の航行の安全に関し急を要する通信（(1)に掲げる通信を除く。）を行う場合

	A	B	C	D
1	デジタル選択呼出装置	狭帯域直接印刷電信装置	156.8MHz	27, 524kHz
2	デジタル選択呼出装置	狭帯域直接印刷電信装置	27, 524kHz	156.8MHz
3	狭帯域直接印刷電信装置	デジタル選択呼出装置	156.8MHz	27, 524kHz
4	狭帯域直接印刷電信装置	デジタル選択呼出装置	27, 524kHz	156.8MHz

A 11 次の記述は、遭難呼出し及び遭難通報について、無線局運用規則（第75条の2から第77条まで）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線電話により遭難通報を送信しようとする場合には、次の区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、特にその必要がないと認める場合又はそのいとまのない場合には、□Aを省略することができる。

- (1) 警急信号
- (2) 遭難呼出し
- (3) 遭難通報

遭難呼出しは、無線電話により、次の区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) メーデー（又は「遭難」） 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 遭難している船舶の船舶局の呼出符号又は呼出名称 □B

遭難呼出しは、特定の無線局に□C。

遭難呼出しを行った無線局は、□D、遭難通報を送信しなければならない。

遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 「メーデー」又は「遭難」
- (2) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別
- (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
 の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び□Eで示す距離によって表すことができる。

	A	B	C	D	E
1	(2)の事項	1回	あててはならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	キロメートル
2	(2)の事項	3回	あてなければならない	必要な間隔をおき、反復して	海里
3	(2)の事項	1回	あてなければならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	海里
4	(1)の事項	3回	あててはならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	海里
5	(1)の事項	1回	あてなければならない	必要な間隔をおき、反復して	キロメートル

A 12 次の記述は、通信停止の要求について、無線局運用規則（第85条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそれのあるすべての通信の停止を要求することができる。この要求は、次の区別に従い、それぞれに掲げる方法により行うものとする。

(1) 狭帯域直接印刷電信装置による場合

第58条の8（呼出し）第1号に掲げる事項（「呼出しの信号」のことをいう。）及び第2号に掲げる事項（「呼出しの信号及び相手局の識別信号」のことをいう。）（通信可能な範囲内にあるすべての無線局にあてる場合は、「相手局の識別信号」とあるのは、「CQ」とする。）の次に「□A」を送信して行う方法

(2) 無線電話による場合

呼出事項又は第59条（各局あて同報）第1項第1号から第3号までに掲げる事項（以下「各局あて呼出事項」という。）の次に「□B」（又は「通信停止遭難」）を送信して行う方法

遭難している船舶又は航空機の付近にある海岸局又は船舶局は、必要と認めるときは、他の無線局に対し通信の停止を要求することができる。この要求は、無線電話により、呼出事項又は各局あて呼出事項の次に「シーロンス ディストレス」又は「□C」の語及び自局の呼出符号又は呼出名称を送信して行うものとする。

A	B	C
1 SILENCE MAYDAY	シーロンス ディストレス	シーロンス メーデー
2 SILENCE MAYDAY	シーロンス メーデー	通信停止遭難
3 SEELONCE DISTRESS	シーロンス ディストレス	通信停止遭難
4 SEELONCE DISTRESS	シーロンス メーデー	シーロンス メーデー
5 QRT	シーロンス メーデー	通信停止遭難

A 13 次の記述は、電気通信の秘密について、国際電気通信連合憲章（第37条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の□A措置をとることを約束する。もっとも、構成国は、□Bを確保するため、国際通信に関し、権限のある当局に通報する権利を留保する。

A	B
1 システムを改善する	国内法令の適用又は自国が締約国である国際条約の実施
2 システムを改善する	自国が締約国である国際条約の実施
3 システムに適合するすべての可能な	国内法令の適用又は自国が締約国である国際条約の実施
4 システムに適合するすべての可能な	自国が締約国である国際条約の実施

A 14 次の記述は、遭難警報について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第32条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

遭難警報の送信は、移動体又は人が□Aにさらされており、□Bを求めていることを示す。遭難警報は、地上無線通信のための周波数帯において遭難呼出フォーマットを使用する□C又は宇宙局を通じて中継される遭難通報フォーマットで行われる。

A	B	C
1 重大な危険	救助	デジタル選択呼出し
2 重大な危険	即時の救助	直接印刷電信
3 重大かつ急迫な危険	救助	直接印刷電信
4 重大かつ急迫な危険	即時の救助	デジタル選択呼出し

A 15 次に掲げるもののうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合はどれか、電波法(第72条)の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて無線局を運用していると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波が他の無線局に混信を与えていると認めるとき。
- 3 運用の停止を命じられた無線局を運用していると認めるとき。
- 4 免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて無線局を運用していると認めるとき。
- 5 無線局の発射する電波の質が電波法第28条(電波の質)の総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

B 1 次の記述は、無線局(特定無線局を除く。)の運用開始及び休止の届出について、電波法(第16条及び第27条の11)及び電波法施行規則(第10条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

免許人(包括免許人を除く。以下同じ。)は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。

の規定により届け出た無線局の運用を□ア以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

のただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる□イとする。

- (1) 放送局
- (2) 海岸局であって、□ウを取り扱うもの、□エ又は2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz、16,804.5kHz、27,524kHz、156.525MHz若しくは156.8MHzの電波を送信に使用するもの
- (3) 航空局であって□ウを取り扱うもの又は航空交通管制の用に供するもの
- (4) □オ
- (5) 海岸地球局
- (6) 航空地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。)
- (7) 標準周波数局
- (8) 特別業務の局

- | | | | |
|-----------|----------------------|----------|------------------|
| 1 無線局 | 2 電気通信業務 | 3 1箇月 | 4 海上安全情報の送信を行うもの |
| 5 無線標定陸上局 | 6 3箇月 | 7 無線航行業務 | 8 無線局以外の無線局 |
| 9 無線航行陸上局 | 10 船位通報に関する通信を取り扱うもの | | |

B 2 次の記述は、搜索救助用レーダートランスポンダの一般的条件について、無線設備規則(第45条の3の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

搜索救助用レーダートランスポンダは、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) □アであること。
- (2) 水密であること。
- (3) 海面にある場合に容易に発見されるように、^{きょうたい}筐体に□イの彩色が施され、かつ、海水、油及び太陽光線の影響をできるだけ受けない措置が施されていること。
- (4) ^{きょうたい}筐体の見やすい箇所に、電源の開閉方法等機器の取扱方法その他注意事項を簡明に、かつ、水で消えないように表示してあること。
- (5) 取扱いについて特別の知識又は技能を有しない者にも容易に操作できるものであること。
- (6) 生存艇に損傷を与えるおそれのある鋭い角等がないものであること。
- (7) □ウにより、動作を開始し、及び停止することができること。
- (8) 不注意による動作を防ぐ措置が施されていること。
- (9) 電波が発射されていること及び□エ状態を表示する機能を有すること。
- (10) 正常に動作することを容易に、かつ、定期的に試験できる機能を有するものであること。
- (11) 通常起こり得る□オの変化、振動又は衝撃があった場合において、支障なく動作するものであること。
- (12) 生存艇と一体でないものは、浮力のあるひもを備え付けること、海面に浮くこと及び船体から容易に取り外すことができること。
- (13) 海面において使用するものは、横転した場合に復元すること。

- | | | | |
|-------------|--------------|----------|----------|
| 1 黄色又はだいたい色 | 2 赤色 | 3 小型かつ軽量 | 4 温度又は湿度 |
| 5 待受 | 6 正常に動作していない | 7 堅牢 | 8 手動 |
| 9 遠隔操作 | 10 気圧 | | |

B 3 次の記述は、船舶局等の運用について、電波法（第62条）の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶局の運用は、その船舶の□□に限る。ただし、□□のみを運用するとき、第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

□□から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、□□又は使用□□について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

- | | | |
|----------------------|---------------|----------------|
| 1 航行中 | 2 無線電話設備 | 3 海岸局は、船舶局 |
| 4 電波の型式、周波数若しくは空中線電力 | 5 通信の順序若しくは時刻 | 6 電波の型式若しくは周波数 |
| 7 通信の順位 | 8 航行中及び航行の準備中 | 9 受信装置 |
| 10 船舶局は、他の船舶局 | | |

B 4 次の記述は、船舶の機能要件について、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第 章の第4規則）の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□□内には、同じ字句が入るものとする。

船舶は、海上にある間、次の能力を有する。

- (1) 第 章（無線通信）の第8規則（無線設備（A1海域））1（1）及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1（4）（4.3）に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも2の□□設備により、□□遭難警報を送信すること。
- (2) □□遭難警報を受信すること。
- (3) □□の遭難警報を送信し及び受信すること。
- (4) □□調整に関する通信を送信し及び受信すること。
- (5) 現場の通信を送信し及び受信すること。
- (6) 位置の探知のための信号を送信し並びに第 章（航行の安全）第12規則（船舶に備える航行設備）（g）及び（h）の規定に従ってその信号を受信すること。
- (7) 海上安全情報を送信し及び受信すること。
- (8) 第 章の第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること。
- (9) □□通信を送信し及び受信すること。

- | | | |
|--------------------|-----------------|----------------|
| 1 船舶間 | 2 無線設備の機器の | 3 分離しかつ独立した |
| 4 捜索及び救助のための | 5 陸上から船舶への | 6 互換性を有する |
| 7 船舶から陸上への | 8 デジタル選択呼出装置による | 9 狭帯域直接印刷電信による |
| 10 海上移動衛星業務の無線局相互間 | | |

B 5 次に掲げるもののうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし国際通信を行う義務船舶局に備え付けておかなければならない書類に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法及び電波法に基づく命令の集録
- イ 無線従事者選解任届の写し
- ウ 海上における人命の安全のための国際条約
- エ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- オ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則